

市道見附町7号線

景観重要公共施設の指定理由

景観づくりを重点的に進める区域である景観重点区域の歴史軸に位置している市道見附町7号線は、ゆったりとした歩行空間が存在し、市道東海道本通り線から見附台公園や平塚文化芸術ホールに至る道路です。見附台周辺地区の歩道の美装化等の景観整備を行ったことから、良好な景観の維持・保全を図ることを目的に景観重要公共施設に指定します。





I 施設管理者

平塚市

II 対象区間

東海道本通り線～見附町 1 号線 約 0.06 km

III 基本方針

次の東海道本通り線等景観整備の道路デザインの方針（令和 3 年 3 月）を維持することを基本とする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 見附台周辺地区と一体的な賑わい空間を創出します
東海道本通り線から平塚文化芸術ホールへの期待感を演出するため、見附台周辺地区とデザイン要素の連動を図る。2 “人”の多様な活動をうむ、心地よい歩行者空間をつくります
ゆったりとした歩行空間の確保や四季を彩る桜並木等を設ける。 |
|---|

IV 整備に関する事項

- 1 基本的な考え方
 - ・道路附属物等の補修、改修や通常管理（色の塗り替え等）については、原則として、既設のものと同等の素材、デザインや色彩とする。ただし、社会経済状況等に応じて、適宜、適切な素材や仕様への変更を検討する。その場合でも、デザインや色彩等、既設のものや周辺の景観と調和したものとなるよう努める。
- 2 舗装
 - ・歩道の舗装は、東海道本通り線との連続性を確保した色彩やデザインとする。

3 照明

- ・照明柱は、直線ポール等シンプルな形状で、文化芸術ホールへの期待感の演出のためバナーを付加したものとし、柱の色彩をダークグレー（10YR3.0/0.2程度）とする。
- ・照明柱への標識類等の共架に努める。

4 ストリートファニチャー

- ・高麗山を眺望できる街角にベンチを配置する。
- ・車止め等は、シンプルな形状とし、色彩をダークグレー（10YR3.0/0.2程度）とする。

5 植栽

- ・広幅員の東側歩道には桜を設ける。
- ・西側歩道は、文化芸術ホールへの眺望を引き立てる地被植物や低木等通りの特性に配慮した植栽を配置する。

6 その他

- ・他の道路附属物もダークグレー（10YR3.0/0.2程度）を原則とする。

V 占用許可基準

- ・文化芸術ホールへの眺望を極力妨げない配置、高さとする。
- ・平塚宿の歴史を品よく感じることができる形態意匠とする。
- ・色彩や素材は、経年変化にも配慮したものとする。
- ・色彩はダークグレー（10YR3.0/0.2程度）を原則とする（屋外広告物には適用しない）。

VI 適用の除外及び別途協議するもの

1 適用除外事項

「IV 整備に関する事項」及び「V 占用許可基準」に関して、次に該当するものについては適用除外とする。

- ・道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの。
- ・緊急上やむを得ないもの。
- ・景観計画の施行時点で現に存し、そのまま継続して使用するもの。
- ・地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響のないもの。
- ・仮設建築物又はイベント等で短期間に使用する建築物又は工作物。

2 別途協議事項

「IV 整備に関する事項」及び「V 占用許可基準」に関して、次に該当するものについては、協議の上、仕様及び色彩を決定するものとする。

- ・素材を着色しないで使用するもの。（自然石材、溶融亜鉛メッキ仕上げ、ステンレス、コンクリート等）
- ・交通安全、施設管理又は防災等の事由により、色彩による視認性の確保が必要となるもの。
- ・景観計画の施行時点で現に存するものの交換または補修等。
- ・周囲の景観と調和し、景観の向上に資すると認められるもの。